

令和元年度

財政援助団体等監査報告書

甲斐市監査委員

目 次

第 1	監査の種別	1
第 2	監査実施日及び場所	1
第 3	監査の対象団体	1
第 4	監査の範囲	1
第 5	監査の方法	1
第 6	監査委員の除斥	1
第 7	監査の着眼点	1
第 8	団体の概要	2
第 9	補助金に係る収支決算状況	3
第 10	監査の結果	4
◇	まとめ	4

第1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体に係る監査

第2 監査実施日及び場所

- (1) 監査の期日 令和元年11月20日(水)
- (2) 監査の場所 甲斐市役所本館4階 理事者控室

第3 監査の対象団体

青少年育成甲斐市民会議
(所管部局：教育部 生涯学習文化課)

第4 監査の範囲

平成30年度において、市から当該団体に交付した補助金に係る出納及び、その他の事務等で執行されている所管部局(生涯学習文化課)の財政的援助に係るもの。

第5 監査の方法

平成30年度中に執行した財政援助に係る出納及びその他の事務等が、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼とし、援助団体及び市所管部局へ関係書類の提出を求め、所管部局職員等から説明を聴取し、審査を実施した。

第6 監査委員の除斥

本監査においては、監査委員である長谷部集委員については、同法第199条の2の規定により、除斥して実施した。

第7 監査の着眼点

1 対象団体

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符号するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

2 所管部局

- (1) 補助金及びその他の財政的援助の決定は、法令等に適合しているか。

- (2) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- (4) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- (5) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (6) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (7) 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しを行う必要があるものはないか。

第8 団体の概要

当該団体の目的及び組織等の概要は、次のとおりである。

1 目的

青少年問題のもつ重要性にかんがみ市民の意見を結集し、市の施策に呼応して、次世代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的としている。

2 活動

前項の目的を達成するため、次の活動を実施している。

- (1) 青少年の自立と社会参加を促す活動
- (2) 青少年団体を育成するための活動
- (3) 青少年育成のための組織強化と指導者研修の実施
- (4) 健全な家庭環境づくりを進めるための活動
- (5) 青少年の非行防止と環境浄化に関する活動
- (6) 家庭、学校、地域との緊密な連携を図るための活動
- (7) 世代間交流事業を推し進め、地域づくりを図るための活動
- (8) 国際交流事業等の支援
- (9) その他市民会議の目的を達成するための活動

3 組織（令和元年11月1日現在）

(1) 関係機関及び団体（14団体）

- ①青少年総合対策本部（青少年育成推進員） ②子どもクラブ指導者連絡協議会
 ③PTA連絡協議会 ④校長会 ⑤社会教育委員の会 ⑥少年補導員会 ⑦自治会
 連合会 ⑧民生委員・児童委員協議会 ⑨市内警察交番・駐在所 ⑩体育協会
 ⑪スポーツ推進委員連絡協議会 ⑫女性団体連絡会 ⑬保護司 ⑭人権擁護委員

- | | | |
|--------|------|-----|
| (2) 役員 | 会長 | 1人 |
| | 副会長 | 3人 |
| | 運営委員 | 12人 |
| | 監事 | 2人 |

4 財政援助の概要

- (1) 補助金の名称 甲斐市社会教育団体等活動助成補助金
- (2) 交付の目的 市の社会教育の振興を図るため、社会教育活動を行う団体に対し、活動経費の全額または一部を補助するもの。
- (3) 交付の根拠 甲斐市社会教育団体等活動助成補助金交付要綱
- (4) 補助金の額 補助金合計 8,579,000円

第9 補助金に係る収支決算状況

収入の部

(単位:円)

項目	予算現額	決算額	比較増減	備考
補助金	8,579,000	8,579,000	0	
繰越金	39,674	39,674	0	前年度から繰越
諸収入	326	5	△321	利息
合計	8,619,000	8,618,679	△321	

支出の部

(単位:円)

項目	予算現額	決算額	比較増減	内容
報償費	5,000	5,000	0	家庭の日ポスター審査謝礼
需用費	30,000	12,744	17,256	事務消耗品等
役務費	57,000	46,376	10,624	郵送料、振込手数料
負担金 交付金	7,714,000	7,714,000	0	竜王地区民会議 3,000,000円 敷島地区民会議 2,080,000円 双葉地区民会議 2,070,000円 子どもクラブ指導者連絡協議会 564,000円
啓発指導費	813,000	803,884	9,116	
合計	8,619,000	8,582,004	36,996	

第10 監査の結果

補助金の決定は法令に適合し、交付目的及び対象事業の内容は明確であり、算定、申請手続等も関係する補助金交付要綱の規定に基づき、適正に行われていることを確認した。

また、補助金の効果及び条件の履行の状況等は、実績報告等により確認できた。

なお、事務処理上の簡易的な諸事項についてはその都度口頭で指摘し、改善等を要請したので記述は省略したが、市から受けた補助金の残金は精算後、市への返還が原則である。これは市から補助を受けているすべての団体に共通していることから、清算後の補助金の返還については再度見直し、各団体へ周知徹底されたい。

◇まとめ

戦後における社会構造の急激な変化は、多様な価値観を生み、核家族化が進んで家庭教育のあり方を変え、社会性に欠ける人間性の助長など青少年を取り巻く環境に大きな影響を及ぼした。

こうした背景のなか、当団体は青少年問題の重要性にかんがみ、広く市民の総意を結集し、次世代を築き、明日の甲斐市を担う青少年の健全な育成を図ることを目的として結成された団体である。

当団体は、各地域の市民会議によって組織されており、自治会をはじめ子どもクラブ、学校、PTA等と連携を図りながら地域に根付いた事業や活動を展開してきた。

今後も本市の青少年がたくましく、健やかに成長し続けていけるよう、当団体が今まで以上に活躍することを期待している。

令和元年12月3日

代 表 監 査 委 員 小林 春男

監 査 委 員 望月 寛一